

令和2年度 第2回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和2年12月18日

【議事】

- 平成31年度国民健康保険特別会計決算報告について
- 国民健康保険事業費仮納付金に基づく国保税の検討について
- 特定健康診査・特定保健指導(法定報告)について
- その他

※ 本資料の「古賀市の納付金額の仮算定結果」については、令和2年11月27日に福岡県から示された数値に基づき作成したものです。

新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下にあるため、仮算定においては令和2年度と同じ係数を用いており、確定係数への更新等により大きく変動する可能性があります。

- 平成31年度国民健康保険特別会計決算報告
について

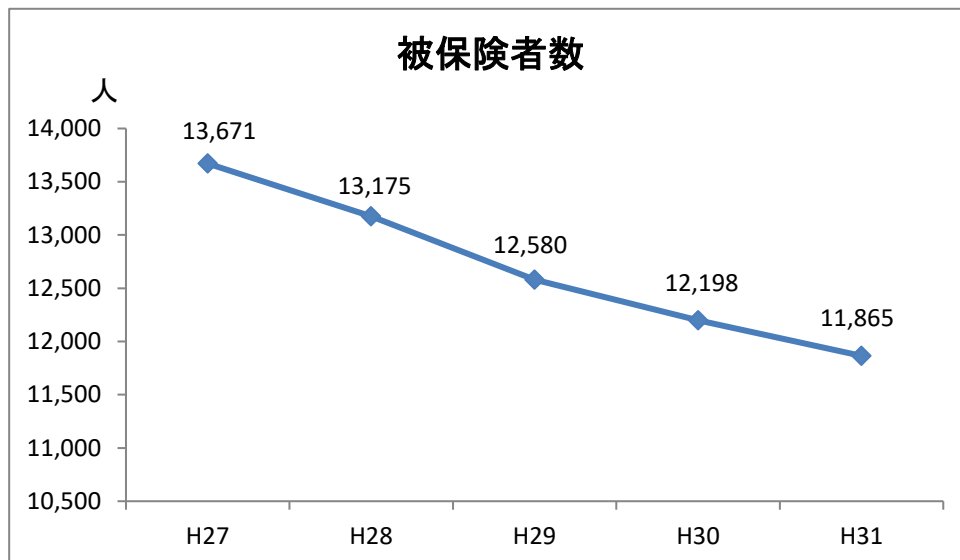
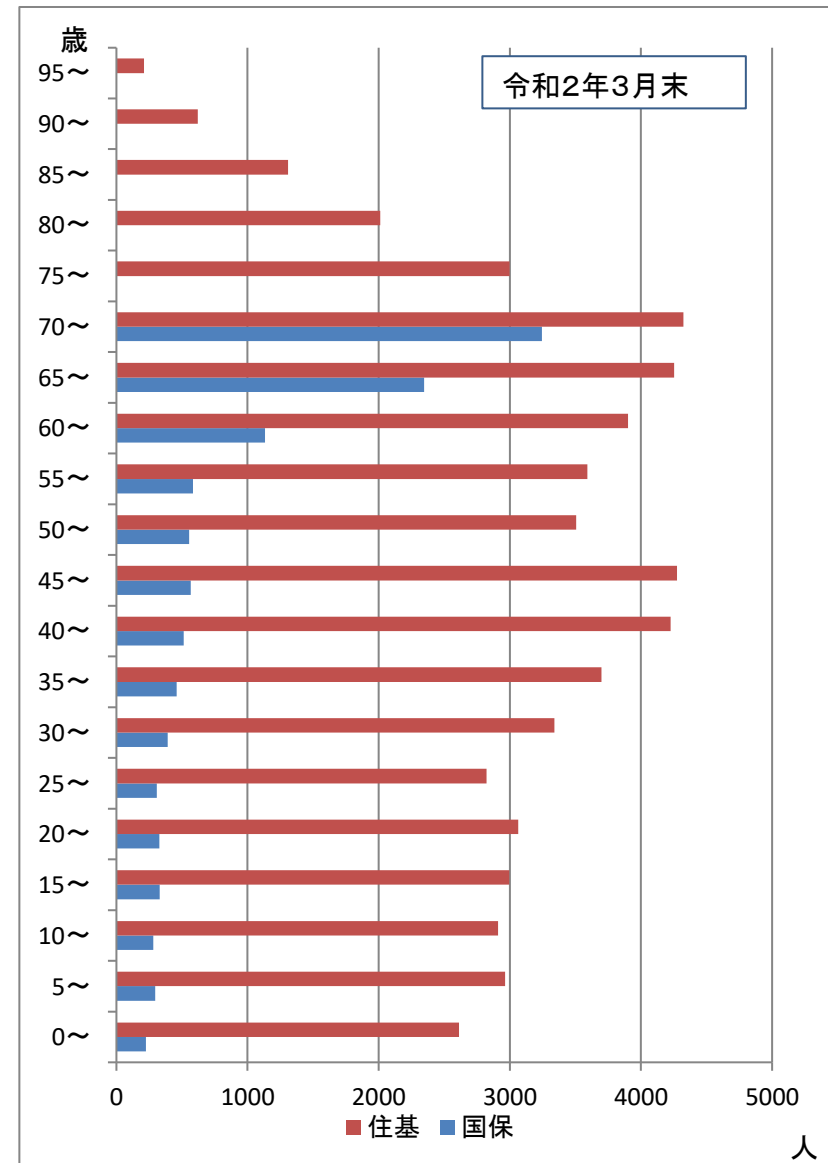
1. 平成31年度国民健康保険特別会計決算について

年齢階層

(1) 国民健康保険事業基数

区分		31年度(年度平均) A	30年度(年度平均) B	増減 A-B
世帯数		7,382	7,466	▲ 84
被 保 険 者 数	全体	11,865	12,198	▲ 333
	一般	11,865	12,166	▲ 301
	退職	0	32	▲ 32
	介護再掲	3,436	3,614	▲ 178

※年度平均は3月から翌年2月までの平均



(2) 平成31年度決算額

歳入

(単位:千円)

		H31年度 当初予算額	H31年度 決算額(A)	H30年度 決算額(B)	増減額 (A-B)	備考
保険 税	一般分	1,089,621	1,167,394	1,150,163	17,231	
	退職分	405	448	5,446	-4,998	被保険者数 の減等
	計	1,090,026	1,167,842	1,155,609	12,233	
国庫支出金		1	7,006	117	6,889	
県支出金		4,436,639	4,216,485	4,270,039	-53,554	
一般会計繰入金		533,606	524,138	518,135	6,003	
繰越金		1	261,583	143,911	117,672	前年度繰越 金
その他収入		4,116	28,314	24,735	3,579	
合 計		6,064,389	6,205,369	6,112,546	92,823	

(A)の合計金額は、四捨五入により内訳の合計とは一致していない。

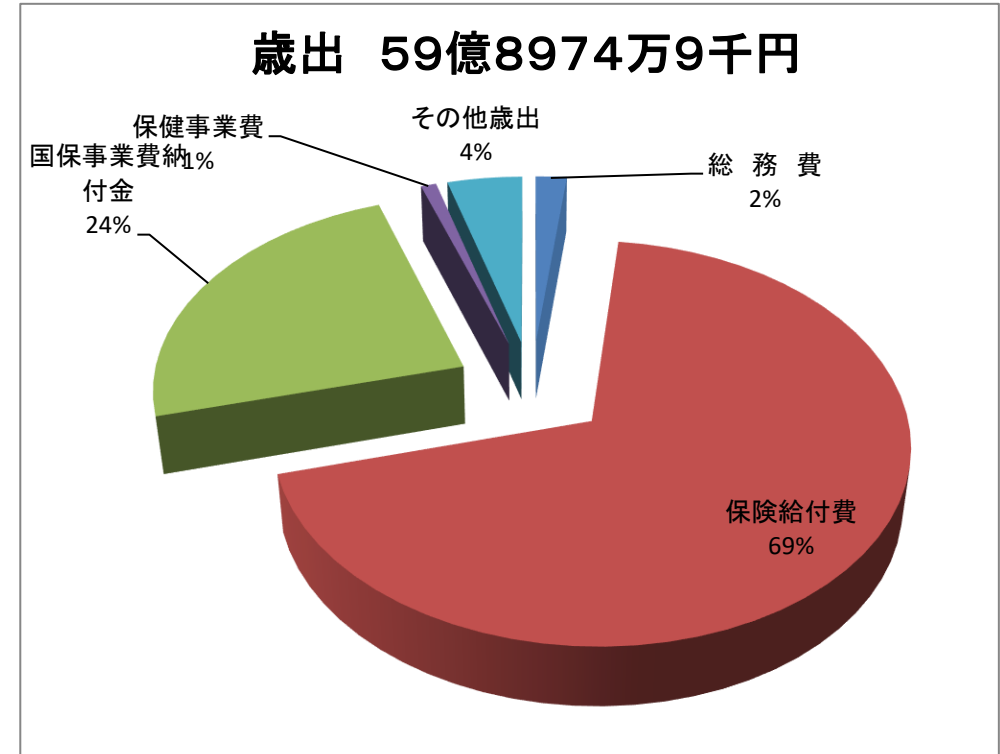
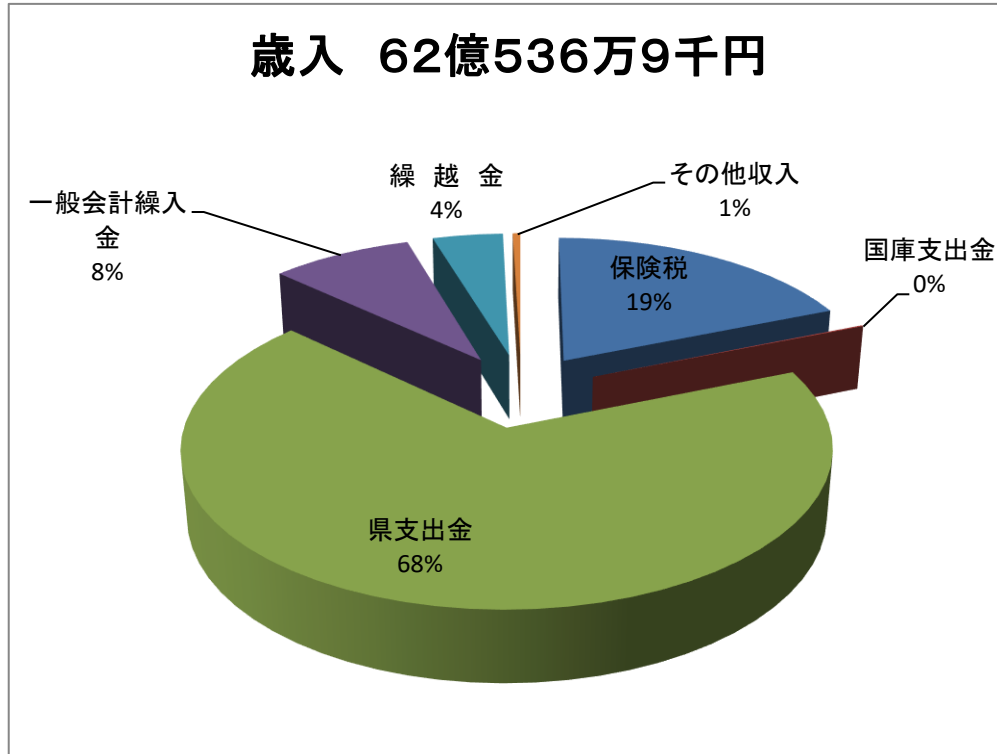
歳出

(単位:千円)

		H31年度 当初予算額	H31年度 決算額(A)	H30年度 決算額(B)	増減額 (A-B)	備考
総務費		111,132	109,174	99,378	9,796	
保険 給付 費	一般分	4,350,510	4,108,212	4,109,096	-884	
	退職分	15,520	13	15,406	-15,393	被保険者の 減
	その他	34,512	26,391	21,018	5,373	
計		4,400,542	4,134,616	4,145,520	-10,904	
国保事業費納付金		1,427,664	1,429,604	1,485,620	-56,016	
保健事業費		67,193	53,961	51,553	2,408	
その他歳出		57,858	262,394	68,892	193,502	基金積立金 等
合 計		6,064,389	5,989,749	5,850,963	138,786	

※歳入歳出差引額 215,620 千円

(3) 平成31年度決算構成概要

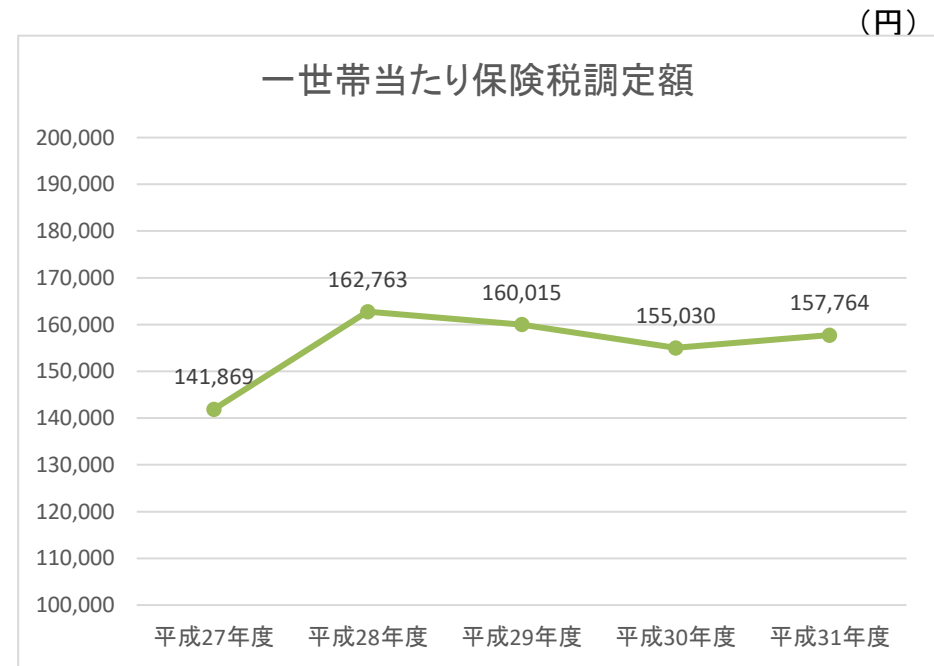
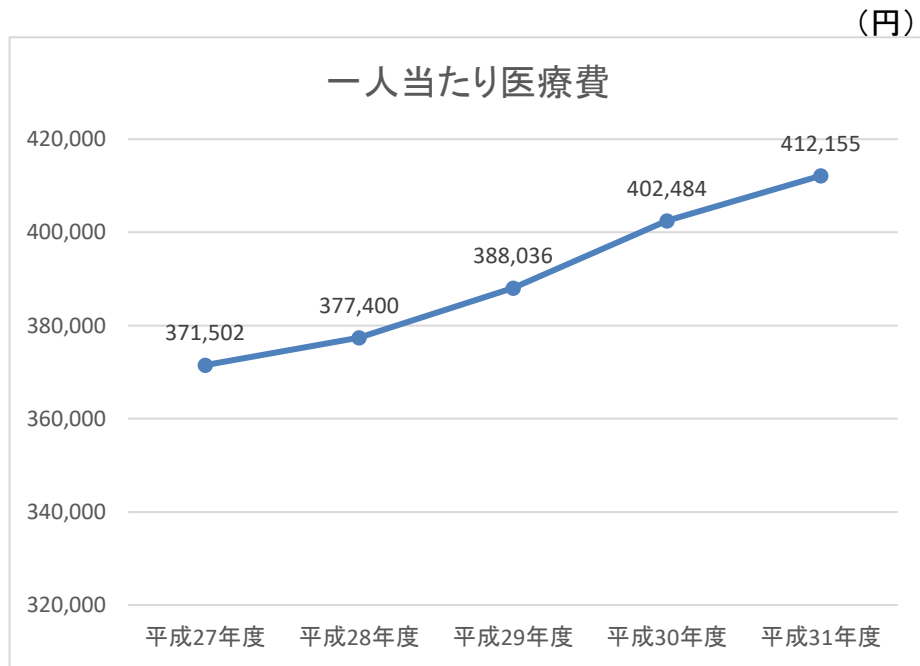


- ・保険税 被保険者が負担する保険税
- ・国庫支出金 災害時等の補助金
- ・県支出金 保険給付費(一般分・退職分)、保険者努力支援分等
- ・一般会計繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等繰入金
- ・繰越金 前年度からの繰越金
- ・その他 延滞金、第三者納付金等

- ・総務費 職員人件費、納付書・保険証発送等の事務費
- ・保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用
- ・国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・その他 前年度実績に基づく返還金等

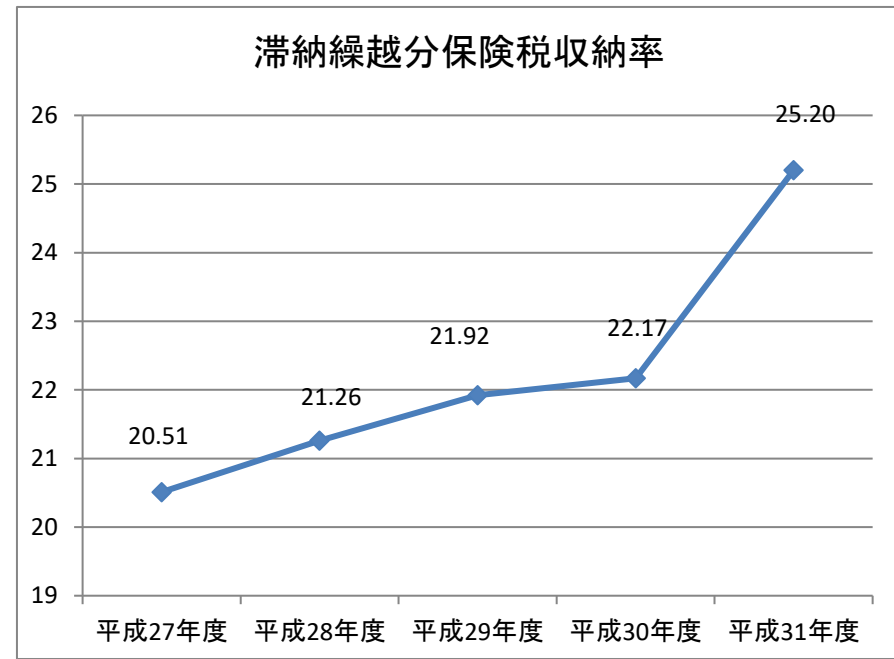
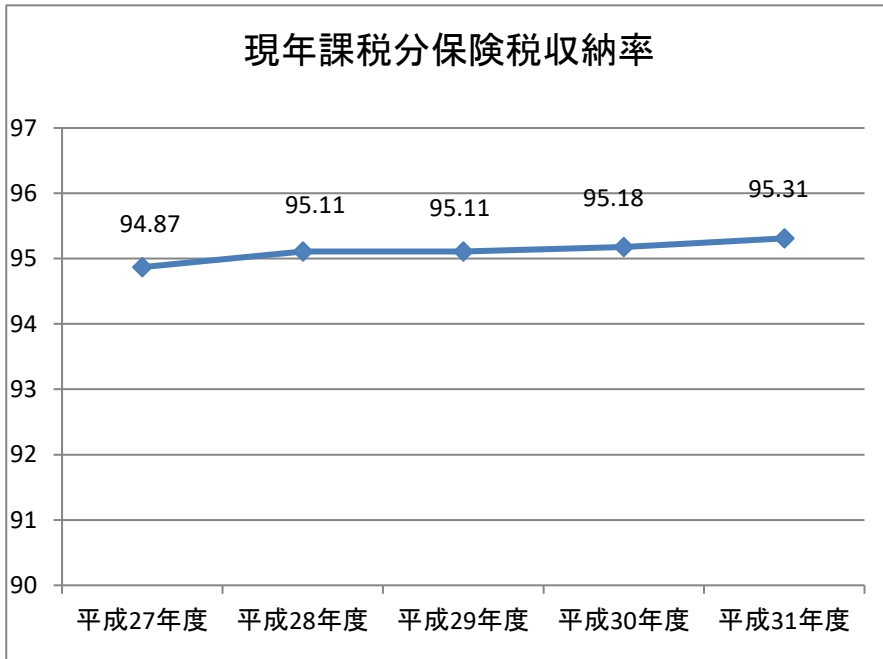
(4) 医療費・保険税調定額の推移

- ・平成31年度一人当たり医療費 412,155 円 (一般:412,155円、退職:該当なし)
- ・平成31年度一世帯当たり保険税調定額 157,764 円 (一般:157,764円、退職:該当なし)



(5) 収納率の推移

- ・平成31年度現年課税分保険税収納率 95.31%
- ・平成31年度滞納繰越分保険税収納率 25.20%



国民健康保険事業費仮納付金に基づく 国保税の検討について

※ 本資料の「古賀市の納付金額の仮算定結果」については、令和2年11月27日に福岡県から示された数値に基づき作成したものです。

新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下にあるため、仮算定においては令和2年度と同じ係数を用いており、確定係数への更新等により大きく変動する可能性があります。

2. 古賀市の納付金額の仮算定結果(一般分)

(1) 1人当たりの納付金額

	R3年度仮算定	対H28 伸び率
平成28年度納付金相当額(決算ベース)	119,268円	
令和 3年度納付金額(激変緩和前)	136,368円	114.3%



令和 3年度納付金額(激変緩和後)	134,295円	112.6%
-------------------	-----------------	--------

※古賀市は、平成28年度より令和3年度の金額が上回るため激変緩和措置(平成28年度比112.6%)対象となる。

1人当たりの納付金額は、市町村の保険料(税)収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

(2) 県に収める納付金額

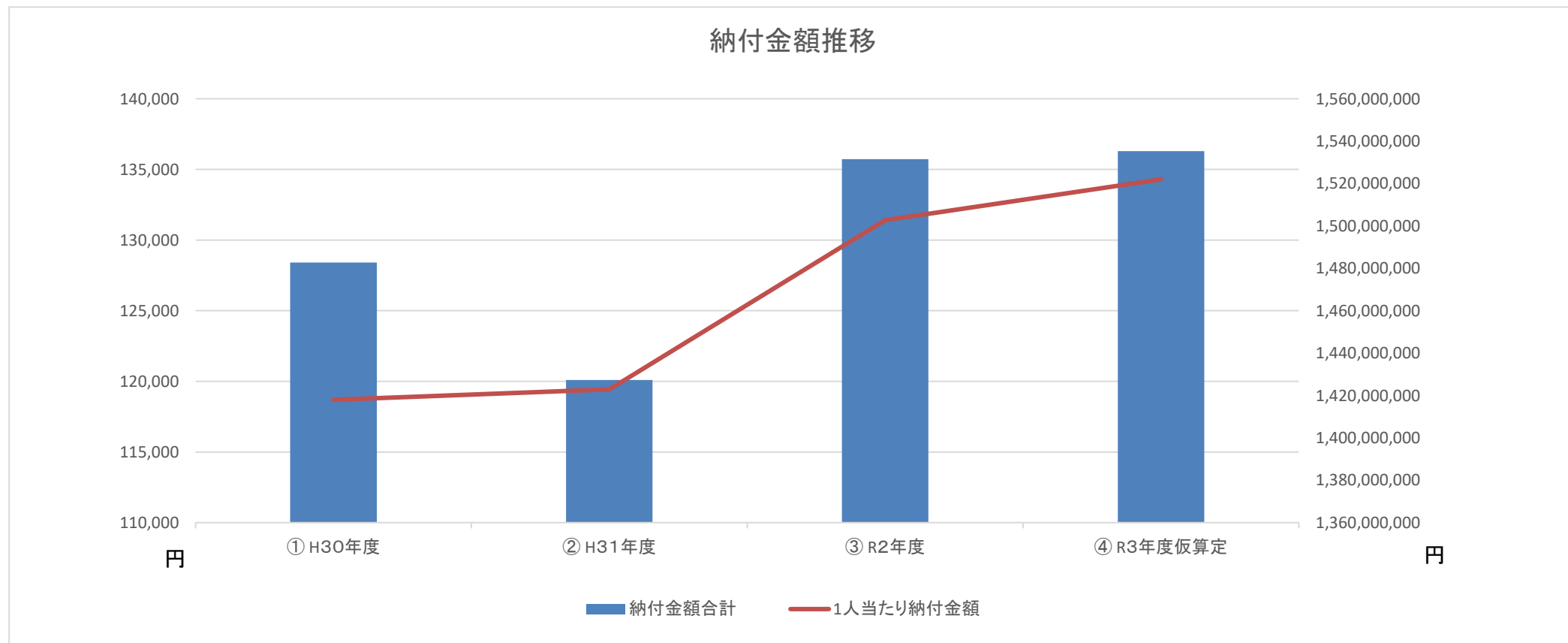
	①R2年度	②R3年度仮算定	差(②-①)
医療分	1,095,631,730円	1,096,982,558円	1,350,828円
後期高齢者支援金分	332,135,558円	332,595,992円	460,434円
介護納付金分	103,685,685円	105,683,500円	1,997,815円
合計	1,531,452,973円	1,535,262,050円	3,809,077円

※介護納付金分は退職分を含む

(3) 納付金額の推移

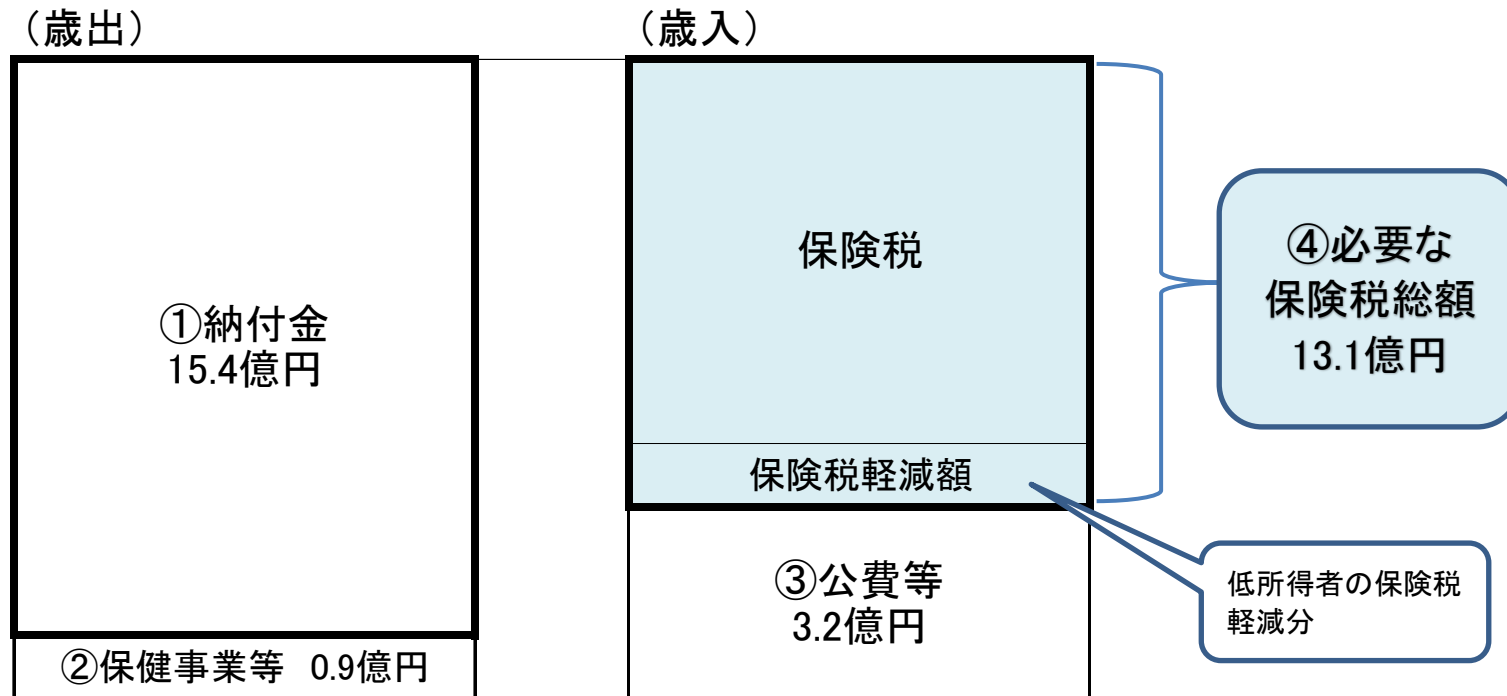
(円)

		① H30年度	② H31年度	③ R2年度	④ R3年度仮算定	④－③	④/③
納付金額	医療分	1,050,509,087	1,017,101,217	1,095,631,730	1,096,982,558	1,350,828	100.12%
	後期高齢者支援金分	334,561,287	310,348,222	332,135,558	332,595,992	460,434	100.14%
	介護納付金分	97,714,615	99,807,898	103,685,685	105,683,500	1,997,815	101.93%
	合計	1,482,784,989	1,427,257,337	1,531,452,973	1,535,262,050	3,809,077	100.25%
一人当り納付金額		118,694	119,426	131,399	134,295	2,896	102.20%



3. 必要な保険税総額

(1) 納付金と保険税総額の関係



※仮算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図
金額は仮納付金に基づき再試算したもの

(2) 必要な保険税総額

$$\text{④必要な保険税総額} = \text{①納付金} + \text{②保健事業等} - \text{③公費等}$$

①納付金	納付金(医療分、支援分、介護分)	県に収めるべき費用
②保健事業等	保健事業(特定健診等)	特定健診等に要する費用
	出産育児諸費	出産育児一時金支給に要する費用
	葬祭諸費	葬祭費支給に要する費用
	審査支払手数料	診療報酬の審査支払に要する費用
	その他諸支出	還付金等に要する費用
③公費等	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	低所得者数に応じ一定割合を繰入
	特別調整交付金等	市町村の事情を考慮して交付
	県繰入金	市町村の事情を考慮して県から繰入
	保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて交付
	特定健診等負担金	特定健診等の国県負担金
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の3分の2(法定繰入分)
	財政安定化支援事業繰入金	市町村への地方財政措置として交付
	保険税滞納繰越分	過年度分の保険税収入
その他諸収入	返納金等諸収入	

4. 「古賀市国民健康保険財政調整基金」について

平成31年度に「古賀市国民健康保険財政調整基金条例」を制定（令和2年3月27日）。

現在の基金残高は約2億円で、今後平成31年度からの繰越額（償還金分を除く）として、約1.6億円を積み立てる予定。

⇒ 約3.6億円が、国保事業に必要な経費の財源に充てることが可能。

5. 現行の保険税率での保険税総額の試算

必要な保険税総額は約13.1億円のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだ上で、現行の保険税率で試算した歳入は約12.1億円となる。

⇒ 約1億円の不足



不足する保険税約1億円に対し、基金を取り崩すことで保険税率の急激な上昇を抑えつつ、算定可能な範囲で令和3年度の見込みの値を用いて、保険税率を算定する。

※赤字解消を目的とした一般会計からの繰り入れは、原則行わない。

6. 令和3年度の保険税率の検討

●保険税率改定案

基金の取り崩し額に応じ保険税率を検討（応能割：応益割はいづれも50：50）

		現行	基金取り崩し額① 6千万円	基金取り崩し額② 8千万円	基金取り崩し額③ 1億円
医療分	所得割率	8.40%	8.60%	8.50%	現行税率と同じ
	均等割額	23,400円	25,200円	24,500円	
	平等割額	23,500円	27,000円	26,100円	
支援分	所得割率	2.90%	2.80%	2.70%	
	均等割額	8,400円	8,100円	8,000円	
	平等割額	8,500円	8,500円	8,700円	
介護分	所得割率	2.40%	2.70%	2.60%	
	均等割額	13,200円	16,200円	16,100円	
	平等割額				

※①、②、③は、それぞれの基金取り崩し額に応じ、必要な保険税総額を確保できると見込む保険税率

- ・所得割：前年中の所得に応じて賦課
- ・均等割：被保険者1人当たり賦課
- ・平等割：被保険者1世帯当たり賦課

●賦課割合(応能割・応益割)の考え方

